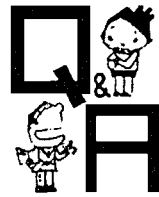


# 新しい国民年金

## 昭和三十二年四月からスタート

### あなたの年金相談室



**Q** サラリーマンの妻は全員、届出をしなければなりませんか。

**A** 昭和三十二年一月三十一日までに届出をする人は、国民年金に任意加入している人のうち、夫が厚生年金または船員保険に加入し、その夫に扶養されている奥さんです。国民年金に任意加入している奥さんでも、奥さん自身に相当の収入がある場合は、新制度になっても第一号被保険者として、ひき続き保険料を納めることになるので、今回は届出をする必要はありません。

また、国民年金に任意加入していない奥さんは、昭和三十二年四月一日以後に市役所に届け出て、被扶養配偶者と認定されれば第三号被保険者となります。なお、奥さん自身に相当の収入があれば第一

号被保険者となつて、国民年金の保険料を納めることになります。

サラリーマンの奥さんと届出の関係を一覧表にすると、次のようになります。

現行制度	新制度		
	夫の扶養を受けていない	夫の扶養を受けている	
		夫が厚生年金・船員保険に加入	夫が共済年金に加入
国民年金に任意加入	第1号被保険者 →引き続き保険料を納める。	第3号被保険者 →市に届け出て認定を受ける。(今回の種別確認の対象)	共済年金改正法案が成立すれば第3号被保険者
国民年金に未加入	第1号被保険者 →昭和61年4月以降市に届け出て、保険料を納める。	第3号被保険者 →昭和61年4月以降市に届け出て、認定を受ける。	→共済年金改正法案の審議状況をみて対応する。
厚生年金に加入	厚生年金に加入(国民年金の第2号被保険者) →本人は手続きする必要なし		

**Q** 国民年金に任意加入していても、届出の用紙が送られてこないときは、どうしますか。

**A** 市役所の窓口へ備えつけの用紙がありますから、申し出て下さい。

なお、国民年金に加入した当時は強制加入の扱いであったが、途中で任意加入となった場合で、変更の手続きをしていないときは、届出の用紙が送られてきませんので、注意して下さい。

**Q** 届出の用紙は、いつ頃送られてきますか。

**A** 社会保険庁から十月末に発送されましたので、十一月初めにお手元へ届いているはずです。

**Q** 夫が大正十年四月一日以前に生れた場合は、どうして手続きをしないのですか。

**A** 新厚生年金の加入は六十五歳になるまでで、六十五歳以上の人(大正十年四月一日以前に生れた人)は、新制度が発足すると同時に被保険者でなくなります。

新制度が発足するとき六十歳未満の奥さんは国民年金に加入しなければなりません。夫が六十五歳以上ですと「厚生年金加入者の被扶養配偶者」になりませんので、奥さんは

第一号被保険者になります。したがって今回の手続きは必要ありません。

**Q** 第三号被保険者の届出が遅れるようになりますか。

**A** 第三号被保険者についても、他の被保険者と同様に届出によって記録された被保険者原簿にもとづいて年金が支給されます。

もし、いつまでも届出を忘

### 年金の手続きは夫婦みちずれ

新制度になると、夫婦それぞれが基礎年金をもらうようになりますが、そのために年金の上で夫婦のかかわり方が小さくなるのではなく、反対に、夫婦のかかわりはもっと大きくなります。とくに、次の場合には忘れずに市に届け出てください。

#### 転職

夫	厚生年金加入	共済年金加入
	市へ届出 60歳	

妻	第3号被保険者	第3号被保険者
---	---------	---------

(共済年金に基礎年金が導入された場合)

いずれも第3号被保険者ですが、妻の分の拠出金を負担する制度が変わるので、届け出が必要です。

#### 転職 自営業 60歳

夫	厚生年金加入	国民年金(第1号被保険者)
	市へ届出 60歳	

妻	第3号被保険者	第1号被保険者
---	---------	---------

この場合、夫が自営業になると、夫婦ともが国民年金の保険料を個人で負担します。

#### 60歳・退職

夫	厚生年金加入	老齢厚生年金受給
	市へ届出 60歳	

妻	第3号被保険者	第1号被保険者
---	---------	---------

夫が退職すれば、妻は60歳になるまで第1号被保険者になり、保険料を納めます。

夫	厚生年金加入
	市へ届出

妻	第3号被保険者	第1号被保険者
---	---------	---------

収入を得るようになる

妻自身が自営業などで一定以上の収入を得るようになれば、第1号被保険者になり、保険料を納めます。

れていると、その当時、奥さんの配偶者が厚生年金に加入していたか、奥さんが配偶者に扶養されていたか、事実認定ができなくなります。そうになると、せっかくの年金の権利もなくなってしまう。第三号被保険者の届出は、保険料を納める代りをする重要な手続きですから、くれぐれも忘れないようにして下さい。